

議員提出議案第7号

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

地方自治法第99条の規定により、県に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月29日提出

提出者	知立市議会議員	川嶋	太久郎
賛成者	知立市議会議員	柴田	勝
	〃	那須	幸子
	〃	神谷	定雄
	〃	佐藤	修

提案理由

この案を提出するのは、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施するよう、県に対し強く要望するためである。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（案）

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。とりわけ愛知県においては、令和2年度以降、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万円未満の世帯まで授業料と入学金を無償化し、子どもたちの「私学選択の自由」は大きく広がった。

しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上の世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、初年度納付金で、年収720万円～840万円世帯（乙ランク：授業料と入学金の1／2補助）は約35万円、年収840万円～910万円世帯（国の就学支援金11万8,000円補助）は約54万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、「全ての子どもが私学も自由に選択できる」ことが大前提であり、「公私格差の解消」はその根幹である。

よって当市議会は、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

愛 知 県 知 立 市 議 会

提出先

愛知県知事